

○参考 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」第 15 条第 2 項に係る県の取組（2022 年度）

1 「性の多様性に係る庁内連絡会議」の設置・開催

- ・性的指向及び性自認の多様性に対する理解を増進し、県が実施する事務事業における性の多様性への配慮について、全庁的な認識の共有化を図るため、今年度、新たに「性の多様性に係る庁内連絡会議」を設置（2022 年 5 月 11 日）し、3 回開催（同年 5 月 23 日、9 月 22 日、12 月 22 日）。
- ・2022 年度は、性の多様性に関する職員ハンドブックの作成や申請書等における性別記載欄の見直しについて意見交換等を実施。

※開催実績については、県人権推進課 Web ページに掲載しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/sogi.html>

2 申請書等における性別記載欄の見直し

- ・県民から県へ提出される申請書、届出書等における性別記載欄について、2003 年 7 月の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の公布を契機に、2003 年度に全庁的な見直しを実施。
- ・2022 年 8 月に、性別記載欄を含む申請書等 359 件について再点検し、性別記載欄に合理的な理由のない 84 件について、関係局において性別記載欄の廃止に向けた見直しを実施。

<性別記載欄の再点検結果（2022 年 10 月 1 日時点）>

性別記載欄 あり	再点検の結果					
	合理的理由 のないもの 【廃止】	2022 年度		合理的理由 のあるもの 【存続】		
		2022 年度	2023 年度	法令に根拠 等あり ※1	県の業務上 必要 ※2	
359 件	84 件	77 件	7 件	275 件	125 件	150 件

※1 様式上又は申請（届出）項目として、国等の法令等で規定されており、県に裁量の無いもの

※2 県の業務上の必要から記載欄の廃止ができないもの

- (例) [医学的見地から個人の性別を識別する必要があるもの
男女共同参画の推進等を目的に、統計上女性比率を算出する必要があるもの
施設の定員上、利用者の性別を考慮する必要があるもの 等

愛知県人権尊重の社会づくり条例（2022 年 4 月 1 日一部施行）（抜粋）

（性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等）

第 15 条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。